

## セグメント情報開示専門委員会での検討状況

### I. セグメント情報開示専門委員会の設置経緯

セグメント情報の開示については、テーマ協議会から、「米国の『マネジメント・アプローチ』の検討も含め、実効性のある事業区分の決定方法を検討する必要がある。」として、レベル2の優先度（比較的順位の高いグループであるレベル1以外のグループ）の検討課題として提言<sup>1</sup>が行われている。さらにASBJと国際会計基準審議会（IASB）とのコンバージェンス・プロジェクトの第1フェーズの検討項目とされたことから、米国FAS第131号に沿ったセグメント情報の会計基準への改正を検討するIASBに対する情報提供<sup>2</sup>及び日本基準の見直しにあたっての論点の洗出しを目的として、ワーキング・グループを設置し、検討を進めてきた。

ワーキング・グループでの検討を通じて日本基準の見直しにあたっての論点についての理解が深まったことを踏まえ、平成18年12月以降、セグメント情報開示専門委員会を設置し、日本基準の開発に向けて検討を進めている。

### II. 検討された論点

ワーキング・グループにおいては、国際的な会計基準で採用されたマネジメント・アプローチの採用に賛成する意見が多数であった。このような点も踏まえ、第1回（平成19年1月25日）から第4回（平成19年3月7日）までの専門委員会では、FAS第131号とIFRS第8号の取扱いを参考に、次の論点について検討した。

検討された論点	検討した専門委員会
【論点1】セグメント情報の基本的な考え方 マネジメント・アプローチのメリット・デメリットと採用の是非の検討	第2回専門委員会 (平成19年2月9日)
【論点2】セグメント単位の決定方法 事業セグメントの定義及びその決定方法の検討	同上
【論点3】セグメント情報の開示上の括り方 報告セグメントの決定方法の検討	同上
【論点4】セグメント情報の開示項目と測定方法 開示する項目と金額の測定方法についての検討	第3回専門委員会 (平成19年2月23日)
【論点5】企業全体についての情報開示	第4回専門委員会

<sup>1</sup> テーマ協議会から提言された提言書の記載内容（原文抜粋）「現在、わが国を代表する大企業の2割近くが単一セグメント、若しくは重要性が低いとの理由で事業の種類別セグメントを作成しておらず、現行制度が十分に機能していないと思われる。米国の「マネジメント・アプローチ」の検討も含め、実効性のある事業区分の決定方法を検討する必要がある。」

<sup>2</sup> IASBは平成18年11月に、FAS第131号のマネジメント・アプローチを採用したIFRS第8号を公表している。

セグメント情報とあわせて開示する関連情報の検討	(平成19年3月7日)
-------------------------	-------------

このうち、第3回専門委員会までの検討状況については、第124回委員会（平成19年3月6日）にて報告がなされている。

### Ⅲ. 第4回専門委員会での検討

第4回専門委員会では、セグメント情報とあわせて開示する企業全体についての関連情報が検討された。

#### （検討された主な事項）

- ・ 開示項目（国際的な会計基準と同様に、「製品及びサービスに関する情報」、「地域に関する情報」、「主要顧客に関する情報」とすることでよいか。）
- ・ 地域に関する情報に記述する資産情報について（国際的な会計基準も考慮して、有形固定資産のみとするか、現行の日本基準も考慮して総資産とするか。）
- ・ 地域に関する情報は、「販売先別」か、「販売元別」か。或いは企業の選択を認めるか。
- ・ 開示する際の重要性の取扱い（国際的な会計基準では特に示していないが、一定の指針を示すかどうか。）
- ・ 主要顧客に関する情報の開示（国際的な会計基準では、同一企業グループの企業を一括して、主要顧客に該当するかどうかを判断することとされているが、企業の負担を考慮すれば、そうでない扱いも認められるべきではないか。）

### Ⅳ. 会計基準（案）の検討

第5回専門委員会では、会計基準（案）の検討として、会計基準（案）の構成（章立て）に関する検討と、【文案検討1】会計基準の目的・検討の経緯、及び【文案検討2】事業セグメントの決定に係る文案の検討がなされた。

#### （審議された主な事項）

#### 【文案検討1】会計基準の目的・検討の経緯

- ・ 国際的な会計基準のように、セグメント情報の開示を、連結財務諸表を作成していない会社に対しても求めるかどうか。
- ・ マネジメント・アプローチを導入するメリットとデメリット

#### 【文案検討2】事業セグメントの決定

- ・ 最高経営意思決定者（CODM）の意思決定（資源配分または業績評価）について

### Ⅴ. 今後の進め方

- 平成19年秋頃までに、会計基準の公開草案を公表予定
  - 平成19年末までに、会計基準を最終公表予定
- 会計基準に設例を付して、公表する方向で検討している。

以上